

電気工作物別具体的作業例

①一般用電気工作物に関する作業

- ・ 引込線の新設
- ・ 低圧屋内配線工事
- ・ 低圧屋外配線工事
- ・ 低圧屋内配線の分岐回路の増設
- ・ 配線器具の取付
- ・ ブレーカの取付
- ・ コンセントの取付
- ・ 点滅器の取付
- ・ 照明器具の取付
- ・ 分電盤の取付
- ・ 動力制御盤の取付
- ・ 接地工事

②最大電力500kW以上の自家用電気工作物に関する作業

- ・ 引込線の新設
- ・ 配線工事
- ・ 受変電設備の遮断器、開閉器の取付工事
- ・ 照明器具の取付
- ・ 分電盤の取付・結線
- ・ 動力制御盤の取付・結線
- ・ 高圧ケーブル・母線支持碍子の取替工事
- ・ 接地工事

③最大電力500kW未満の自家用電気工作物に関する作業

- ・ 低圧屋内配線工事
- ・ 低圧屋内配線の分岐回路の増設
- ・ 配線器具の取付
- ・ 照明器具の取付
- ・ 屋内分電盤の取付・結線
- ・ 屋内動力制御盤の取付・結線

④電気事業用電気工作物に関する作業

高圧架空電線の架設工事

高圧地中ケーブルの敷設・接続工事

柱上変圧器の取付工事

柱上開閉器の取付工事

接地工事

注意!!! 実務経験として認められない工事について

- (1) 電気工事士法施行令第1条に定める軽微な工事
- (2) 電気工事士法施行規則第2条の2に定める特殊電気工事
 - ・ネオン工事
 - ・非常用予備発電装置工事
- (3) 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事
- (4) 保安通信設備に係る工事
- (5) 自ら施工しない設計及び検査業務
- (6) キュービクル、変圧器等の据付けに伴う基礎工事（土木工事）及び電気機器の製造業務

平成27年1月16日